

練馬区プレスリリース 送付日 2017年(平成29年)12月6日

区長室 広聴広報課 広報戦略係 電話 5984-2693



「(仮称)練馬区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例」(骨子案)を公表  
～ 良好な生活環境を維持するため、住宅宿泊事業(民泊)が可能な日を週末に限定～

6日、区は、「住宅宿泊事業法」の施行に向けて、区独自に制定する条例の骨子案を公表した。案では、住宅都市である区の良い生活環境を守る必要があることから、住居専用地域における住宅宿泊事業が可能な日を週末に限定した。また、近隣への事前説明義務、ごみの適正処理の確認など、区独自の手続きを規定している。

今後、パブリックコメントを経たうえで、来年2月、規制内容を盛り込んだ条例案を区議会に提出する予定。

#### 【条例骨子案について】

##### 目的

住宅宿泊事業の適正な運営を確保し、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止

住居専用地域内の事業実施可能日

金曜日正午～月曜日正午および祝日前日の正午から祝日翌日の正午まで

その他、区が独自に定める内容

- ・住宅宿泊事業の開始前に、近隣住民へ説明を行うこと
- ・法令に定めている内容の他、住宅宿泊事業の適正な運営を図るための手続き等(届出時にごみの適正処理について確認する、など)

【参考】区内における住居専用地域の割合 約75%

【参考】住宅宿泊事業法の概要について(6月16日公布、来年6月15日施行)

概要：住宅宿泊事業者などを創設し、民泊に活用できる住宅や年間提供日数の上限(年間180日)を定めるとともに、事業者への義務付け、行政の役割などを規定。

自治体の役割：住宅宿泊事業者に対し、必要に応じ、業務改善命令や業務停止命令、立入検査等が可能。また、生活環境の悪化防止のため、合理的に必要と認められる限度において、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間の制限が可能(法第18条に基づく条例制定が必要)。

【問合せ】練馬区 生活衛生課 環境衛生監視担当係 電話03-5984-2485